

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による
和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律

一一〇

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争審査会による
和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争審査会による
和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律

○東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争

紛争についての原子力損害賠償紛争

審査会による和解仲介手続の利用に

係る時効の中断の特例に関する法律

(平成二五年六月五日法律第三三二号)

一、提案理由(平成二五年五月一〇日・衆議院文部科学委員会)

○下村国務大臣 このたび、政府から提出いたしました東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害の賠償に関する紛争について、文部科学省では、原子力損害賠償紛争審査会

において、被害者の方々と東京電力との和解の仲介を実施しております。

現在、その申し立てが多数に上つておりますが、被害者の方々が和解の仲介の途中で損害賠償債権の消滅時効期間が経過することを懸念して、その利用をちゅうちょする可能性があります。

この法律案は、和解仲介手続の途中で時効期間が経過した場合でも、最終的に裁判による解決を図ることができるようにすることにより、被害者の方々にとって利点のある和解の仲介の活用を促進するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介を申し立てた者が、打ち切りの通知を受けた日から一月以内に裁判所に訴え提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申し立てのときに、訴えの提起があったものとみなすこととするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二五年五月二一日)

○松野博一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中斷の特例について定めようとするもので、その主な内容は、同審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介を申し立てた者が一月以内に裁判所に訴え提起したときは、時効の中斷に関しては、当該和解の仲介の申し立てのときに訴えの提起があつたものとみなすものであります。

本案は、去る五月八日本委員会に付託され、十日下村文部科學大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行いました。

質疑終局後、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案により修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による
和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律

○附帯決議(平成二五年五月一七日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関する検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。

二 損害賠償請求に至っていない被害者を把握するため、東京電力株式会社が行う損害賠償手続及び原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること。

三 原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介を打ち切るに当たっては、被害者がその後に行う訴えの提起の行使が実務上可能となるよう運用上、特段の配慮を行うこと。

三、参議院文教科学委員長報告(平成二五年五月二九日)

○丸山和也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による
和解仲介手続の利用に係る時効の中止の特例に関する法律

一一一

本法律案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中止の特例について定めようとするものであります。

本委員会におきましては、損害賠償請求権の時効消滅に係る懸念、紛争解決センターの人的体制拡充に向けた取組、和解仲介手続の打切りに当たつて被災者に配慮した運用を行う必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しても附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十五年五月二八日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、平成二十五年度中に短期消滅時効及び消滅時効・

除外期間に關して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。
二、損害賠償請求に至つていまい被害者を把握するため、東京電力株式会社が行う損害賠償手続及び原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること。

三、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介を打ち切るに当たつては、被害者がその後に行う訴えの提起の行使が実務上可能となるよう運用上、特段の配慮を行うこと。

四、政府は、東京電力株式会社に対して、全ての被害者に対する損害賠償につき、適切な指導・監督を行うこと。

右決議する。